

## 文教厚生常任委員会調査報告書

### 1 調査事件

小学校区と地域づくりについて

### 2 調査目的

少子化問題、学校の耐震状況を踏まえ、町としての小学校区の方向性を探るとともに、指定管理者制度をにらんだ、学区・地域づくりの在り方を総合的に検証するため調査するものとする。

### 3 調査経過

平成 20 年 6 月 11 日（会期中）

平成 20 年 6 月 30 日

平成 20 年 7 月 9 日（担当課から聞き取り）

平成 20 年 7 月 25 日

平成 20 年 7 月 29 日～31 日（視察調査：千葉県千葉市、島根県松江市）

平成 20 年 8 月 11 日

平成 20 年 8 月 22 日

平成 20 年 10 月 15 日（余目地区小学校現地視察、狩川小、清川小視察）

平成 20 年 10 月 27 日（大滝一級建築士を招いて、小学校校舎の耐震検討会）

平成 20 年 11 月 10 日（担当課、公民館長から、地域づくりの聞き取り）

平成 20 年 11 月 20 日（協議会）

平成 20 年 11 月 28 日

平成 20 年 12 月 1 日

### 4 調査結果

[現況]

#### (1) 小学校区の現状について

##### ア 余目地区の小学校統合事業

昭和 29 年 12 月 1 町 5 カ村が合併し誕生した旧余目町では、6 つの小学校と、2 つの分校を持つことになった。6 つの小学校は、学校の規模に大きな差があり、余目小の 1,400 名（25 学級）八栄里小の 240 名（6 学級）という状況にあった。また校舎は、栄小の西校舎や十六合小の南校舎は危険校舎であり、速い時期での改築が必要とされており、2 つの分校は、交通機関の発達や通学距離を考慮して改善が求められていた。一方、町の財政負担の面においても、余目小児童一人当たり 2,438 円の調整負担に対し、八栄里小児童では 4,838 円となっており、この面での改善も求められていた。こうした学校規模の適正、通学距離、学習効果、危険校舎の解消、管理経費の節減などの問題を解決するため、学校統合計画に基づき統合小学校の建設が計画されることとなった。

統合計画は、昭和 37 年度より 42 年度まで、6 カ年で 3 校の校舎・体育館を

建設することとし、建物は全部を鉄筋コンクリート 2 階建とし、総事業費を 2 億 5 千 250 万 7 千円とした。37 年度から第一小、38 年度には第二小、第三小の工事に着手し、学区通学問題を整理し現在とほぼ同様の形となったのが、44 年 3 月のことである。また、残された十六合小、大和小はいずれも昭和初期に建てられた木造校舎であり、昭和 46 年をピークに年々就学児童が減少、文部省が示している標準学級を大きく下回ったことから、50 年 11 月に「余目町統合小学校建設委員会」を設置、52 年度の開校を目標に建設計画が策定された。建設予定地は、48 年 4 月に余目中と統合された旧和合中学校跡地とし、体育館、講堂はそのまま活用することとして、52 年 3 月に第四小が完成した。

昭和 35 年に計画され、37 年度以来 15 年間の長期にわたった余目町小学校統合整備事業が終了し、町内四校は同一規模となり、児童、教員数、校舎、設備等が均一化され、学校運営、教育環境の充実が図られることとなった。

#### イ 余目地区教育環境整備

小学校の整備と共に大きな課題となったのが 幼児教育、公民館の整備であった。

幼児教育は、29 年 5 月に余目小学校に併設で開園され、10 月に県の指定認可でスタートしている。各地域では託児所的、保育所的性格で始まったが、その後児童館として町に移管された施設も、時代の変化や社会的要請等により町立幼稚園との関連で議論されるようになり、保育的内容に加えて就学前の集団生活、自立心など、幼児教育としての機能が要望されるようになった。そこで、町の施策として保育に欠ける児童については保育所、その他の児童については将来構想として幼稚園として整備する方向で町の総合計画で定めた。そして、昭和 52 年度を初年度に、各小学校区毎に施設の整備を進めることとし、53 年 4 月、町内幼児教育の整備構想に基づき第二幼稚園が開園、「幼・小・中の一貫した教育体制」「義務教育 11 年制度」がスタートした。53 年 10 月第四幼稚園、54 年 4 月第一幼稚園、55 年 4 月には第三幼稚園が完成し、県下、あるいは全国にも誇れる幼稚園施設・体制が整った。

一方公民館の設置は、昭和 23 年 3 月の教育基本法、24 年 6 月の社会教育基本法の公布を受けて、余目町、常万村、大和村、十六合村、八栄里村、栄村では公民館を設置した。公民館では住民のための実生活に即する教育、学術、文化に関する社会教育事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り生活文化の振興・社会教育の増進に寄与していた。23 年 1 月の八栄里公民館を皮切りに旧村単位で公民館が設置されたが、余目町は公民館を設置していなかった。30 年 4 月に役場教育委員会事務局内に中央公民館を設置、34 年 4 月に余目中央公民館と余目公民館を合体させ、名称を余目町中央公民館とし、施設や設備は全町的な利用をはかり、事業や活動面は余目地区を対象とした公民館に変化させた。40 年代に入ると、栄、大和、八栄里地区の公民館が新設され、53 年 8 月には役場西側に中央公民館が、56 年 11 月には十六合公民館が新築された。

その後、小学校の整備、幼稚園の整備等に伴い、生涯学習の推進と新たな地

域づくりの拠点にしようと、各学区毎に公民館を設置する「余目町公民館整備計画」が策定され、平成 2 年 4 月には 2 億 1 千 9 百万円の工事費をかけた第一公民館がオープン。平成 4 年には第三、第四公民館が完成。平成 6 年には第二公民館が完成した。それぞれの公民館では施設に独自の特色を持たせるなど、学区のみならず町全体を意識した「生涯学習」の視点で整備したことも大きな特徴である。これにより、文字どおり全国にもまれな「幼・小・公」が一体となった地域教育体制が確立した。また、中央公民館は平成 11 年 10 月に「響ホール」が完成したため、役場庁舎西側の建物より移転。その後、17 年 7 月の合併に伴い狩川公民館に移転。立川庁舎 2 階にある教育委員会社会教育係が担当している。

#### ウ 立川地区小学校統合にかかわる経過

昭和 30 年代半ばに入り、経済の急速な発展に伴い人口の都市集中が進み、農山村の過疎化が始まった。これに加えて出生率が低下し、立川町内の小学校児童は年を追うごとに減少していった。狩川小学校では昭和 33 年度の児童数 1,006 人をピークに、10 年後の 43 年度には 578 人となっていた。この間、立川町議会では、昭和 38 年 1 月に「学校統合計画研究小委員会」にたいして、小・中学校の適正配置についての研究を付託し、委員会では 39 年 2 月に中間報告書を提出している。その内容は次の通りであった。

##### (ア) 小学校は 4 校とする。

- a 第一小学校 学区は旧狩川小学校とする。将来第一分校を廃止し、第一小学校に統合する。
- b 第二小学校 学区は清川学区とする。但し興屋部落を除く。
- c 第三小学校 学区は興屋部落以南、滝の沢以北とする。肝煎分校を廃止し、第三小学校に統合する。板敷橋を整備する。
- d 第四小学校 学区は滝の沢以南とする。工藤沢分校は廃止し、第四小学校に統合する。但し分校として残置する。

##### (イ) 中学校は二校とする。

- a 第一中学校 学区は第一小学校、第二小学校とする。
- b 第二中学校 学区は第三小学校、第四小学校とする。冬季間寄宿舎を設置する。

また、昭和 46 年 4 月より計画に基づいて実施し、50 年度で第一次が終了する総合計画（基本構想）には、教育文化の推進として学校の統廃合への対策が盛り込まれた。

（内容抜粋）これまで学校規模の適正化を図るため昭和 36 年立谷沢小学校中島分校廃止、38 年狩川小学校第二分校廃止、43 年大中島中学校は立谷沢中学校に統合、44 年大中島小学校新田分校廃止・清川中学校と狩川中学校統合を実施したが、「本計画」では 46 年狩川小学校千本杉冬季分校廃止・清川小学校中島冬季分校廃止、47 年狩川小学校第一分校廃止・立谷沢小学校工藤沢分校・肝煎分校廃止、48 年立谷沢中学校を立川中学校に統合、47 年～49 年狩川小学校統合校舎新築、48 年立川中学校寄宿舎新築、49 年学校給食共同調

理場新築を進める。

これにより、小学校 11 校（冬季分校を含む）が 4 校に、中学校が 1 校となり、現在に近い体制となった。

小学校で最後に統合された大中島小学校は、明治 25 年に立谷沢尋常小学校の分校として開設、昭和 30 年 4 月から独立しているが、児童生徒の減少傾向のなか、瀬場・大中島・新田地区の教育を支え、平成 2 年には地域振興の目玉として、総事業費 2 億 4 千万円で鉄筋コンクリート三階建の新校舎が建てられた。しかし、10 年後の平成 12 年には、学区内の戸数 41 戸（3 割減）、人口 166 人（半減）となり、40 人の児童生徒が 5 人となってしまい、平成 12 年度を最後に 128 年の歴史に幕を閉じることとなり、立谷沢小学校に統合された。

大中島小学校の統合問題を期に、立川町教育委員会では「立川地区小学校区の適正な在り方について」を主題として様々な取り組みに着手することとなった。

平成 12 年 2 月から 7 月にかけては、大中島、清川、立谷沢の各小学校区で「学校に関わる懇談会」を開催（計 14 回）、10 月からは「立川町整備審議会」を開催している。この審議会は 12 年度に 14 回、13 年度は 6 回、14 年度は 3 回開催され、15 年 4 月 1 日に廃止しているが、この間 12 年 11 月に第一次答申、13 年 12 月に第二次答申、14 年 12 月に最終答申が提出された。最終答申の概要は、「全学区で統合整備を行った場合、本町は南北に長い地形から遠距離通学となる地区もあり、低学年には大きな負担になることが懸念され、加えて、児童生徒数が 50 名前後の小規模校である清川小学校、立谷沢小学校の今後の児童数の推移を見ても、当面は大きな減少がないことから、現在のところ、現状の 3 学区を維持することが望ましいと考えられ、小学校区の統合に向けての再編については、時期尚早との結論に至った。

今後、社会情勢の変化や児童数等に大きな変動が予想され、小学校区の統合・再編を実施する場合、1 本化を視野に入れ検討すべきと考えるが、学校は地域文化の中核となる施設と認識している住民も多いことから、当然ながら、地域住民や保護者等への情報提供を行い理解・協力を得ることが必須であると考えられる。」で、あった。

また、13 年 10 月には「小学校区の適正なありかたについて」「旧大中島小学校校舎等の有効活用について」の住民意識調査も実施している。

最終答申を受けた教育委員会では、16 年 2 月より 12 月にかけて教育委員会定例会で「今後の小学校区の適正な在り方について」を継続して審議、7 月から 9 月には立谷沢・清川の各小学校区で「学校に関わる懇談会」を 4 回開催している。その後、12 月に立川町長へ「今後の立川小学校区の適正な在り方について（報告）」を提出。その内容は「小学校における教育効果と学校運営の両面を勘案し、集団による教育の充実及び教育指導面と学校運営組織の充実をより一層図るためには、一定の学校規模が必要であり、各小学校の施設状況及び通学距離等についても検討した結果、『今後の立川町小学校区の適

『正な在り方』の方向性について、次のとおり基本的な考え方をまとめ、町民各位の理解を得ながらより良い教育環境の整備を目指す。

- (ア) 立谷沢小学校、清川小学校及び狩川小学校を統合し、町内 1 校体制にする。
- (イ) 新校舎については、既存の学校施設を活用することとし、施設規模等の面から、狩川小学校に立谷沢小学校と清川小学校の 2 校を統合する。
- (ウ) 立谷沢小学校及び清川小学校の児童については、スクールバス通学とし、狩川小学校の児童については、統合時の通学体制を維持する。
- (エ) 統合の時期については、各小学校や地域の状況を考慮しながらも急激な少子化にかんがみ、狩川小学校の耐震診断及び大規模工事を早急に実施し、学校施設の整備を図った上で、平成 21 年度の統合を目標とする。」で、あった。

この報告をもとに、17 年 2 月から 6 月にかけて、立谷沢、清川、狩川地区で「今後の立川町小学校区に関する説明会」を 7 回実施、7 月 1 日の合併を受け、庄内町教育委員会では 18 年 6 月から 11 月の定例会で今後の小学校区の在り方を協議し、立川地区の統合については旧立川町の方向性を引き継ぐことを決定した。

現在、21 年 4 月の統合を目指し、狩川小学校の大規模改修工事が行われており、新校名は「立川小学校」となることが決定している。

## エ 立川地区教育環境整備

立川地区の教育環境で、幼児教育については保育所を中心に進められてきた。32 年頃の町内の保育施設を見ると、三ヶ沢季節保育所をはじめ季節保育所 5 カ所、8 カ月常設のいなば保育園など保育園 3 カ所の計 8 カ所であったが、その後 2 カ所を増設している。また、へき地における保育を要する児童の福祉増進を図るため、43 年に「立川町へき地保育所設置条例」を制定し、大中島へき地保育所、立谷沢へき地保育所を設置した。現在の「狩川保育所」は昭和 43 年 11 月に完成し、定員は 90 人でスタート、「清川保育所」は、38 年に開館した「清川児童館」が第二次・第三次産業従事者の夫婦共稼ぎの多い地区住民の要求を満たすには、施設設備面で不十分であったため、58 年 4 月に新築・開所している。

一方、幼稚園は 39 年 8 月に出された文部省の通達により取り組みが始まった。通達の内容は、「幼稚園教育の振興」を目的に、人口一万人ごとに一カ所の幼稚園設置を義務化しようとするものであったが、町では、42 年以降になれば法の設置基準にもとづく施設設備が義務付けられるので、経費が非常にかさむため早急に設置すべきと判断し、40 年 5 月に旧狩川小学校第三校舎の 3 教室を改装し、「立川町立狩川幼稚園」が狩川小学校に併設され開園した。保育年限は 1 年、定員は 80 人でスタートしている。その後、51 年に教育環境の悪化等に伴い町民から幼稚園の新築移転の要望が高まり、56 年 12 月に完成。57 年度から正式に 2 年保育となっている。

社会教育の中心施設である「公民館」は、昭和 29 年 10 月の狩川町、清

川村、立谷沢村の3町村の合併を機に現在に近い形へと歩みだした。当時の「新町建設計画」では、役場、支所の統合整備として役場を狩川町役場、支所を清川、立谷沢に置くこととしているが、この支所機能の中に「地区公民館を併設する」と謳っている。ちなみに、清川公民館は、昭和23年11月に村役場と併設で竣工した。その後53年3月に現在の鉄筋コンクリート2階建ての「清川公民館」が完成している。また、「立川町コミュニティーセンター」は、地域文化の向上をめざして、町民体力づくりの推進や各種生涯教育など多くの事業を積極的に運営し、多様化する住民の要求に対応して、明るく豊かで住みよい町づくりを進めるためのコミュニティーづくり施設として、50年11月に完成している。

## (2) 地域づくりの経過について

「地域づくり」という言葉が一般化されたのは、ごく最近のことである。

余目地区では、これまでは、部落、地区・学区など「公民館」を核とした社会教育・生涯教育の推進、また、青年団、婦人会、老人クラブなどによる自主団体などが地域に関わる活動をおこなってきた。しかし、社会情勢の変化や生活の多様化に伴い、行政への住民要望も大きく変化すると共に、地域のとらえ方も学区の再編に伴い「地区」から「学区」へと移行していった。また、「参画」「協働」の意識も芽生えはじめ、自主的な地域づくりへの機運が盛り上がっていった。

こうした状況を受け、町では平成7年「住みやすい地域づくり事業補助金」規定を策定し、公民館単位の地域づくり会議の発足や部落創造事業への支援活動を開始した。初年度学区公民館への補助金は30万円であったが、対象事業は「明響ロード」「せせらぎ広場」「吉田堤のさくら花」「グランドゴルフ場」などであった。その後、地域振興事業補助金・社会教育活動支援補助金などと名称は変更・細分化されたが、「地域の再生」「連帯感づくり」を目指す姿勢は引き継がれ、『自助』『公助』『互助』という基本理念を作り上げたといえる。

立川地区では、余目地区のような「地域づくり」の考え方よりも、従来のコミュニティーセンター、公民館を中心とした社会教育、生涯教育の推進と、清川、立谷沢地区では振興会主体による地域振興の活動が展開されていた。

両町の合併を機に、「住みやすい地域づくり事業補助金」は引き継がれ、20年4月からは、「庄内町住みやすい地域づくり活動交付金」「庄内町地域づくり団体育成支援補助金」「庄内町集会施設等整備事業補助金」「元気の出る地域づくりを応援します交付金」等に変化していった。「庄内町元気のでる地域づくりを応援します交付金」は地域づくり組織活動支援事業、活力ある地域づくり事業として、余目地区では各学区の地域づくり会議、立川地区では清川地区振興協議会、立谷沢地区振興会での活動に交付されている。また狩川地区でも地域づくり会議を立ち上げ、活用に向け検討中である。

この交付金事業のなかで、特に、活力ある地域づくり事業は、従来公民館予算に計上されていた内容（運動会、文化祭、スキー大会など）を地域づくり会議等へ移管したもので、「指定管理者制度導入」を見越した条例改正といえる。

### (3) 耐震対策の経過について

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定し、本格的に建築物の耐震化対策を始動させた。山形県では、平成 14 年に国の地震調査委員会より「山形盆地断層帯、庄内平野東縁断層帯等 4 断層帯の評価」が発表され、マグニチュード 7.8 クラスの大規模地震が今後 30 年以内にほぼ 0~7% の確率で発生する可能性が指摘され、順次、被害想定調査を実施してきた。

その後、15 年 7 月の宮城県北部連続地震、16 年 10 月の新潟県中越地震、19 年 3 月の石川県能登半島地震等が発生するなど、山形県でも大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあると言われている。

こうした状況のなか、国は耐震改修を緊急に促進させるため平成 18 年 1 月に耐震改修促進法を改正。また、20 年 5 月 12 日に中国四川省県でマグニチュード 8.0 の大地震が発生、建物の倒壊等により、死者 6 万 9,186 人、負傷者 37 万 4,174 人、行方不明者 1 万 8,457 人（6 月 28 日発表）など甚大な被害となったため、20 年 6 月 18 日に急きょ「地震防災対策特別措置法」を改正、公立の小中学校等の耐震診断の実施・結果の公表も義務化した。この改正では、国の財政事情を考慮しつつも、児童・生徒の安全を第一に考え、改築（新築）よりも建物の補修・補強を優先し、自治体が行き届く事業に対し国の財政支援を現行より嵩上げするものとしたことが大きな特徴であるが、平成 22 年度までの時限措置となっている。

県では 19 年 1 月に「山形県建築物耐震改修促進計画」を策定。本町でも今後の大地震に対する備えとして、昭和 56 年以前に建築された既存住宅・建築物の耐震化を促進させるため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「庄内町建築物耐震改修促進計画」を平成 20 年 3 月に策定した。

また、教育委員会では、学校施設の耐震改修を促進させるため、昭和 56 年以前に建築された非木造の 2 階以上または延床面積が 200 m<sup>2</sup> を超える建物（棟）で、耐震補強または耐震診断を実施していない建物について、どの施設から耐震診断または耐力度調査を実施すべきか、その優先度を検討することを目的に 18 年度に「庄内町公立学校耐震化優先度調査」を実施し、18 年 11 月に調査結果をまとめている。この調査の対象施設は別表 1 であり、実施された鉄筋コンクリート造建物耐震化優先度結果は別表 2、鉄骨造建物耐震化優先度結果は別表 3、学校別の優先度は別表 4 であるが、特にコンクリート強度では余目第 2 小・余目第四小を除き極めて厳しい調査結果となっている。

このように、町、教育委員会が本格的に耐震対策に着手したのはごく最近であるが、20 年度当初予算では、第二幼稚園・第四幼稚園の耐震診断の費用として 5,099 千円を計上している。その後、中国四川省大地震発生、国の「地震防災対策特別措置法」の改正を受け、20 年 7 月の臨時会では一般会計補正予算として小学校費に 36,642 千円（余目一小から四小）、中学校費に 3,975 千円（余目中体育館）、幼稚園費に 5,099 千円（一幼、三幼）を追加した耐震

診断費用を予算化している。

現時点で調査そのものは終了しているが、診断結果は山形県での判定委員会が一つしかないため時間がかかるとの連絡を受けており、結果の公表は21年3月頃になるとの予定である。また、平成21年度に統合する立川小では平成17年度の耐震診断結果を受け、20、21年度で全面改修を実施するが、総予算規模6億2千万円のうち1/3が耐震補強、2/3が改築となっている。

## [ 課 題 ]

### (1) 学校等町有施設の耐震化問題について

#### ア 昭和56年に改正となった耐震基準と、町有施設の現状について

大正12年の関東大地震の教訓を踏まえ定められた耐震基準は、その後建築基準法・同施行令により規定されており、近年では昭和56年、平成20年に改正されている。昭和56年の改正では新耐震として一次設計、二次設計の概念が導入され、平成12年の改正では性能規定の概念が導入され、構造計算法として従来の許容応力度等計算に加え、限界耐力計算法が認められた。

町の公共施設(町有施設)の現状は、町が所有等する防災活動拠点および住民が多数利用する施設等141棟のうち、小中学校等が52棟で約36.9%を占めているが、昭和56年以前に建築された施設は全体の43.3%を占め、その耐震診断率は全体で11.5%、耐震化率は56.7%と低い状況にある。庁舎等(本庁舎・支所等)は20.0%、幼稚園・小学校・中学校等は17.3%、消防署等は0%などとなっており、特に余目地区における施設は建設後かなり経過したのものもあることから、耐震化対策など、早期の対応が課題となっている。

#### イ 庄内町建築物耐震改修促進計画(20年3月策定)について

20年3月に策定された「庄内町建築物耐震改修促進計画」は、町民の生命や財産を保護するため、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物等の耐震性向上策として、県と町等が連携しつつ耐震診断・改修等を総合的・計画的に促進するための基本的枠組みを定めることを目的に策定され、国の防災基本計画、県の地域防災計画、町の地域防災計画を上位計画とし、既存建築物の耐震改修に関する基本的な方向を示すものとなっている。したがって計画の対象は、町有施設だけでなく一般住宅も含めたものとなっている。

計画では、27年度での耐震化率の目標を90%にしているが、18年度での耐震化率50.8%と比較すると極めて高い数値目標といえる。耐震診断の促進を図る支援策では、現在「木造住宅耐震診断補助事業」があるが、この事業は国の補助を活用した内容となっている。実績を見ると18年度では4件、19年度は1件、20年度では0件となっているなど、耐震診断に対する町民の関心、制度の活用状況は低いものとなっている。その背景には耐震診断そのものに多額の費用を必要とすることに加え、診断後の改修事業への国の支



援が大都市・住宅密集地等に限定されているなど、補助基準自体のハードルが高いものとなっていることが要因と思われる。このような状況から、国の補助制度の見直しを求めるとともに、町独自の支援体制についても検討を加える必要がある。

ウ 平成 20 年 6 月 18 日施行の地震防災対策特別措置法への対応について

中国四川省の大地震の被害状況を受け、国が緊急改正した「地震防災対策特別措置法」の要旨は、学校設置者である市町村の財政負担軽減のための国の支援措置など 5 つとなっているが、特に「国の補助の特例」として、地震の際に倒壊等の危険性の高い公立小中学校の建物( Is 値{耐震指標}0.3 未満)について、(1)地震補強事業については補助率を 2/3(現行 1/2) (2)コンクリート強度等の問題により、やむを得ず行う改築事業については補助率を 1/2(現行 1/3)とする。「市町村の取り組み促進策」として、公立小中学校等の建物について、耐震診断の実施と、耐震診断の結果(各建物ごとの Is 値等の耐震性能)の公表を義務付ける。「国庫補助率の引き上げ」については、20 年度から 22 年度までの 3 か年の時限措置とすることなどが特徴である。

18 年度に実施した余目地区の学校耐震化優先度調査では補強工事に耐えられるかなど、耐震補強そのものが実施できるかという根幹に関わる指摘もあった。文教厚生常任委員会で実施した現地調査では、ごく一部ではあるものの、不同沈下現象(建物が不揃いに沈下すること。家全体に沈下するのではなく、一方向に斜めに傾くような状態のこと)が見られるなど、40 年以上経過した建物の現実を再認識する結果となった。

こうしたことから、20 年度予算で取り組んでいる学校等の耐震診断調査結果に基づき、速やかな対策が必要と予想される。

(2) 庄内町小学校改築計画(仮称)について

ア 少子化等の実情について

昨今の少子高齢化社会を反映し、児童数の動向は、減少傾向にある。(別紙、庄内町の小学校別児童数の推移と予測、小学校別の新入学児童数の推移と予測参照)

今後もこうした傾向が予想されることから、子育て支援対策を講ずるとともに、子供たちの教育環境を考慮した「学校整備の在り方」を検討する必要がある。

イ 余目地区の小学校改築計画、小学校再編もしくは学校適正配置の在り方について

立川地区の小学校が平成 21 年度から「立川小学校」としてスタートするのは対照的に、余目地区の小学校の改築計画、学校再編もしくは学校適正配置の在り方等に関し、具体的計画・対策は現時点で定められていないのが実情である。町の総合計画では「生きがづくり・人づくり・オンリー 1 のまちづくり」のなかで、『個性を伸ばせる教育環境の整備』として、幼稚園・小学校整備計画の策定と整備事業の推進が謳われている。また、議会からも再三「取り組むべき」と指摘されたことでもあり、現状に対し極めて遺憾で

あるといわざるを得ない。

視察調査した千葉市では、平成 16 年から第 1 次適正配置に取り組み 18 年には初の統合小学校が開校している。校舎事情が本町とは大きく異なるとはいえ、スピード感を持った対応といえる。また、1 次では不十分だった通学距離や配置のバランス、地域コミュニティとの整合性、将来の人口推移と地域特性などを考慮し、19 年 11 月には千葉市学校適正配置実施方針を策定している。この実施方針では、統合による適正配置の進め方として地元説明会の実施はもとより、地元代表協議会・統合準備会を設置したことも大きな特徴であるが、視察調査の考察の通り住民による合意形成が非常に重要であり、枠組みありきや行政指導ではない、住民主権の適正配置の必要性を強く感じたことも指摘したい。

また、資料提供いただいた遊佐町では、平成 8 年に策定した「遊佐町小学校改築基本計画」に基づき改築を実施してきた。旧 6 小学校区を継承し 19 年の西遊佐小学校体育館補強工事を最終事業とし、小中学校の耐震化率は 100%となっている。遊佐町の小学校は昭和初期から戦前かけ建設されており、改築は教育の重要課題となっていたが、平成元年 1 月に「遊佐町中小学校適正整備基本計画」を策定、新生遊佐中学校が平成 5 年 4 月に開校し、その後小学校改築のためのコンセプトづくりに取り組み、平成 6 年 4 月からは、小学校改築を軸とする「遊佐町生涯学習基本構想」に着手し、小学校を公民館と共に各地区の生涯学習の拠点として改築していく方向を明らかにしている。こうして平成 8 年 1 月に策定された計画書には、遊佐町での小学校の在り方を考えるに当たり、(1)生涯学習の場として(2)学校教育の場として(3)子供たちの生活の場として(4)町の環境づくりの一環などの視点で懇談を進め、「インテリジェント・スクール(情報化社会に対応して設けられた、地域の文教施設の核となる施設)」として小学校を整備し、地区の生涯学習の拠点となることが方針づけられている。また、インテリジェントスクール自体学校教育を生涯学習の一環と捉えるものであり、教育環境の人間化をはかり、自然や文化の発想から生まれるものと位置づけるなど、学校整備を多面的に検討した経過は、更なる調査対象に値するものと考えられる。

こうした事例に加え三川町での取り組みなど、一般的にも学校改修には多額の費用と多くの時間が必要とされることは常識の範疇であるが、庄内町余目地区の小学校は先に指摘したとおり建設後の経過年数などを考慮すれば、町にとって最優先課題であると考えられる。財政事情、他のプロジェクトとの関連など課題は山積しているが、災害時の避難場所にもなることなど、耐震診断結果が 21 年 3 月になることを考慮しても、まずは「余目地区の小学校整備のコンセプトづくり」に取り組むなど、早急に議論を進める必要がある。同時に統合後の立川地区小学校の跡地利用計画も含めた「庄内町小学校改築計画」(仮称)策定の議論も大きな課題となっている。

### (3) 立川地区小学校跡地利用について

ア 平成 21 年 4 月に統合される立川地区小学校に関わる、清川小学校、立谷

#### 沢小学校跡地利用について

21年4月の「立川小学校」開校とともに閉校する清川小学校、立谷沢小学校の跡地をどうするかは課題となっている。立川地区では平成12年度で閉校した「大中島小学校」の跡地利用として、社会教育施設「大中島自然ふれあい館（森森）」の経験を持っているが、建物自体での比較が難しいなど状況は同じとはいえない。統合地域からの要望として、体育館やプールの存続などがあるようだが、建物の耐震状況、維持経費などの課題や「歴史の里・清川」の構想が清川地区振興協議会から出されるなど、地元の住民要望を考慮した議論が必要であるといえる。

一方町では立谷沢川流域振興基本計画に基づく前期アクションプランが19年6月に策定されており、調整も含め総合的な議論が必要と予想される。

小学校は地域の住民が誇りと愛着を感じる施設であり、地域のシンボルでもある。こうした歴史的経過を踏まえ、今後のあるべき姿を探る上では、単なる施設としての小学校の跡地利用はもとより、「地域づくり」の視点での議論を重ねることも重要である。

#### (4) 地域づくりと公民館の役割について

##### ア 集落と行政の関わりについて

現在立川地区では集落公民館が全集落に設置されていないなど、余目地区とは異なる公民館体制となっている。歴史的な経過はあるにせよ、今後の集落と行政の関わりを検討する上では、この集落公民館の実情の違いなども考慮し、対策を講ずる必要がある。

視察調査した鳥根県松江市は、「松江方式」として公民館運営では先駆的役割を果たしており、その評価も極めて高いものとなっているが、集落公民館（集会所）がない所もあり、本町でいう集落活動のかなりの部分を地区公民館が担っている状況であった。また、地域保健福祉推進職員（嘱託）が常勤していることも大きな特徴である。考察で触れている通り、地域の事情、歴史的背景の違いはあるにせよ、今後の公民館の在り方を考える上で、様々な会議での俎上に上げるテーマになると思われる。

一方20年度から取り組み始めた「元気の出る地域づくりを応援します交付金」は指定管理者制度導入を見越した条例改正であり、運動会や文化祭など地域の特色を生かした事業として取り組まれている。従来の公民館予算から地域づくり会議等へ移管したものとはいえ、成果等について検証する必要がある。

##### イ 指定管理者制度導入に関わる町有施設の管理について

町では19年3月に「指定管理者制度」導入に関するガイドラインを制定し、対象施設の公表と5年間での移行期間を目指すなど、本格的な取り組みを始めている。教育委員会関連では学校施設や一部外部委託予定の図書館を除けば、社会教育施設、社会体育施設は指定管理者制度へ移行する対象施設となっている。公民館は地域づくりの自治組織へ委託することとして検討されているが、聞き取り調査等からは、地域間で対応にばらつきが見られるこ

となど、違いが浮き彫りとなっている。

松江市では、18年9月より指定管理者制度を導入し、運営協議会が運営にあっているが、館長の報酬は非常勤特別職員として教育委員会より支払われ、保健福祉推進職員の報酬は市の福祉部より支払われている。制度の原則からいえば多少変則的であるとの判断としているが、公民館は、現在・将来も地域づくり、人づくり、福祉の拠点として核として存在し続ける意向の表れでもあるとの考察の通り、それぞれの自治体で、公民館の役割を明確にした上で指定管理者制度導入の際、施設管理も含めた全体管理とするのか、ソフト面での移行とするのかなど、どう組み合わせるかが課題となっている。

現在、中央公民館が実質的機能を果たしていないなど、庄内町の社会教育の在り方公民館の在り方が問われている状況にある。立川地区の学校統合による地域づくりをどう進めるのか、また、余目地区の学校改修等について未だ方向が定まっていないなか、「幼・小・公」が一体となった地域教育体制が維持できるかなど課題は大きいといわざるを得ない。遊佐町では小学校の改築を「生涯学習」の視点から公民館の役割と併せ検討してきた経緯もあり、そうした先進事例を参考に、教育委員会を中心として、「小学校区と地域づくり」の視点から大局に立った議論が必要である。

また、運営審議会については現在一本化されているが、必須の設置義務が平成11年に改正されており、現在の審議状況を考慮すれば、運営審議会そのものの役割や必要性など、原点に立ち返った議論が大きな課題となっている。

#### 「意見」

(1)18年11月にまとめられた「庄内町公立学校耐震化優先度調査」、20年3月に策定された「庄内町建築物耐震改修促進計画」の現状を見ても、余目地区の小学校耐震化対策は急を要することが明らかであり、町の最優先課題として位置づけ取り組むべきである。

(2)現在専門機関に依頼している「学校耐震診断調査結果」の公表は、21年3月頃を予定している。しかし、国の「地震対策特別措置法」は23年3月までの時限立法となっており時間的制約もあることから、まずは余目地区の小学校整備のコンセプトづくりに取り組むなど、直ちに議論を開始し、「庄内町小学校整備計画・改築計画」(仮称)の策定に着手すべきである。

また、策定の時期についても、国の支援策が活用できるよう対応すべきである

(3)余目地区の児童数の推移を見れば、近い将来「学区再編」が課題となることは明白である。したがって計画の策定にあたっては、施設の耐震補強を第1として現在の学区を維持しつつも、教育環境の充実、施設の経過年数を考慮し、将来的には「統合」も視野に入れ検討をすべきである。

また、総合計画の実施計画との係わりから、具体的な目標年次を定めるなど、財政事情を踏まえた、中・長期的展望に立った検討をすべきである。

(4)立川地区の統合後の跡地利用にあたっては、清川地区、立谷沢地区の住民要望を踏

まえ、「立谷沢川流域振興計画」との整合性を図るべきである。

(5)「元気の出る地域づくりを応援します交付金」の充実のため、その活用状況など、各々の地域づくり会議より聞き取り調査、総括を行って今後に反映すべきである。

(6)公民館の指定管理者制度導入にあたっては、次の事項に留意すべきである。

ア 運営管理組織に予定されている「地域づくり会議」は、対応に温度差があり、準備が整っていない状況にある。したがって、教育委員会での議論を深め、移行に向けた環境の醸成に努めるべきである。

イ 全面委託の計画に関しては、ハード面、ソフト面で棲み分けをするなど、再検討すべきである。

ウ 中央公民館の実情を見直し、全町的視点での機能を明確化すべきである。また、制度導入後の「社会教育の振興を含めた公民館運営のあり方」など、公民館の役割、町の関わり、指針を明示すべきである。

エ 指定管理者制度導入後は、運営審議会制度は廃止し、公民館毎の運営を審議・協議できる体制に移行すべきである。

(7)「庄内町小学校整備計画・改築計画」(仮称)は、公民館を含めた地域教育環境のあり方、立川地区の跡地利用問題など、生涯学習の視点に立つべきである。

1 小学校別新入学児童数の推移と予測

年度	余目地域					立川地域					新入学児童総数	対前年度比
	余目一小	余目二小	余目三小	余目四小	(小計)	狩川地区	清川地区	立谷沢地区	(大中島小)	(小計)		
元年度	56	51	46	71	224	61	8	10	11	90	314	
5年度	48	48	48	50	194	52	13	15	4	84	278	△ 35
10年度	42	64	45	44	195	43	11	7	0	61	256	0
15年度	45	44	46	44	179	50	10	6		66	245	△ 9
16年度	47	45	40	35	167	49	5	9		63	230	△ 15
17年度	51	40	43	38	172	37	8	4		49	221	△ 9
18年度	34	38	38	36	146	48	5	6		59	205	△ 16
19年度	52	43	36	29	160	38	5	6		49	209	4
20年度	49	44	39	28	160	34	11	6		51	211	2
21年度	39	49	46	33	167	30	2	6		38	205	△ 6
22年度	48	29	53	28	158	29	6	5		40	198	△ 7
23年度	40	38	38	35	151	24	5	4		33	184	△ 14
24年度	28	30	28	27	113	19	6	3		28	141	△ 43
25年度	51	37	36	24	148	26	4	1		31	179	38
26年度	37	31	39	28	135	31	7	3		41	176	△ 3

(注) 1 平成15年度から平成20年度の児童数は、平成20年5月1日現在の学校基本調査に基づく1年生から6年生までの人数である。

2 平成21年度から平成26年度の児童数は、平成20年4月17日現在の住民基本台帳に基づく予想人数である。

## 2 小学校別児童数の推移と予測

年度	余目地域					立川地域					児童総数	対前年度比
	余目一小	余目二小	余目三小	余目四小	(小計)	狩川小	清川小	立谷沢小	大中島小	(小計)		
元年度	351	402	329	430	<b>1,512</b>	427	92	62	39	<b>620</b>	<b>2,132</b>	
5年度	310	343	285	391	<b>1,329</b>	358	70	68	34	<b>530</b>	<b>1,859</b>	△ 79
10年度	281	309	260	291	<b>1,141</b>	312	61	64	11	<b>448</b>	<b>1,589</b>	△ 63
15年度	301	306	268	253	<b>1,128</b>	301	52	48		<b>401</b>	<b>1,529</b>	△ 11
16年度	307	287	263	243	<b>1,100</b>	303	47	51		<b>401</b>	<b>1,501</b>	△ 28
17年度	298	282	269	233	<b>1,082</b>	294	52	40		<b>386</b>	<b>1,468</b>	△ 33
18年度	295	268	264	232	<b>1,059</b>	303	42	42		<b>387</b>	<b>1,446</b>	△ 22
19年度	282	257	252	219	<b>1,010</b>	285	39	40		<b>364</b>	<b>1,374</b>	△ 72
20年度	280	257	242	213	<b>992</b>	258	44	38		<b>340</b>	<b>1,332</b>	△ 42
21年度	272	259	242	199	<b>972</b>	309				<b>309</b>	<b>1,281</b>	△ 51
22年度	273	243	255	192	<b>963</b>	286				<b>286</b>	<b>1,249</b>	△ 32
23年度	262	241	250	189	<b>942</b>	270				<b>270</b>	<b>1,212</b>	△ 37
24年度	256	233	240	180	<b>909</b>	239				<b>239</b>	<b>1,148</b>	△ 64
25年度	255	227	240	175	<b>897</b>	221				<b>221</b>	<b>1,118</b>	△ 30
26年度	243	214	240	175	<b>872</b>	211				<b>211</b>	<b>1,083</b>	△ 35

(注) 1. 平成20年度以前の児童数は、各年度の学校基本調査(5月1日現在)の人数である。

2. 平成21年度から平成26年度の児童数は、平成20年4月17日現在の住民基本台帳に基づく予想人数である。

## 耐震化優先度調査対象施設

NO	学校名	棟番号	枝番号	棟名称	構造	コンクリート強度試験本数	保有面積	階数	建築年月	S56以前建築	備考
1	狩川小学校	2	1	渡り廊下	R	3	44	2	S48.3.1	○	※1
2		2	2	渡り廊下	R		40	2	S48.9.1	○	※1
3	余目第一小学校	1	0	東校舎棟	R	3	661	2	S38.5.1	○	
4		2	0	南校舎棟	R	3	1,124	2	S39.3.1	○	
5		3	1	北校舎西棟	R	3	810	2	S39.3.1	○	
6		3	2	北校舎東棟	R	3	314	2	S39.3.1	○	
7		9	0	屋内運動場	S	3	669	1	S41.7.1	○	※2
8		1	1	南校舎西棟	R	3	492	2	S40.5.1	○	
9	余目第二小学校	1	2	南校舎東棟	R	3	645	2	S41.6.1	○	
10		2	1	北校舎西棟	R	3	326	2	S40.5.1	○	
11		2	2	北校舎東棟	R	3	810	2	S39.6.1	○	
12		3	0	西校舎棟	R	3	661	2	S40.5.1	○	
13		9	0	屋内運動場	S	3	669	1	S41.6.1	○	※2
14		余目第三小学校	1	0	東校舎棟	R	3	667	2	S40.7.1	○
15	2		1	北校舎西棟	R	3	645	2	S39.6.1	○	
16	2		2	北校舎東棟	R	3	492	2	S40.7.1	○	
17	3		0	南校舎棟	R	3	1,130	2	S41.9.1	○	
18	9		0	屋内運動場	S	3	669	1	S41.9.1	○	※2
19	余目第四小学校		1	0	南校舎棟	R	3	1,202	2	S51.3.1	○
20		2	0	東校舎棟	R	3	950	2	S51.12.1	○	
21		3	0	北校舎棟	R	3	1,223	2	S51.12.1	○	
22		7	0	講堂棟	S	3	363	1	S30.2.1	○	
23		8	1	屋内運動場	S	-	892	1	S41.10.1	○	※2
24		余目中学校	17	0	屋内運動場(西)	S	-	1,751	2	S32.6.1	○
25	余目第二幼稚園	1	0	保育室棟	R	0	589	1	S53.3.1	○	※3
26		2	0	遊戯室棟	S	-	266	1	S53.3.1	○	
27	余目第四幼稚園	1	0	保育室棟	R	0	589	1	S53.10.1	○	※3
28		2	0	遊戯室棟	S	-	266	1	S53.10.1	○	
29	余目第一幼稚園	1	0	保育室棟	R	0	589	1	S54.9.1	○	※3
30		2	0	遊戯室棟	S	-	266	1	S54.9.1	○	
31	余目第三幼稚園	1	0	保育室棟	S	-	254	1	S53.3.1	○	
32		2	0	遊戯室棟	R	0	577	1	S55.9.1	○	※3
合計						63					

構造に関する表記 R:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造

※1 一連の建物と評価しコンクリート強度試験を2棟6本から3本に減らす。

※2 S造区分だが構造的に桁行方向がRC造であるため、コンクリート強度試験も実施する。

※3 RC造区分だが耐火ひふく鉄骨のためS造として調査する。



## 鉄筋コンクリート造建物耐震化優先度結果

NO	学校名	棟番号	枝番号	棟名称	階数	調査結果					優先度ランクの判定RP	備考 ※◎印の棟は、構造耐力所見により判定値の修正を行なった。	建築年	コンクリート強度(平均)	
						基本区分	a)コンクリート強度	b)老朽化	c)プラン	d)耐震壁の配置					e)予想震度
1	余目第三小学校	2	2	北校舎東棟	2	II	★					1-a		S40	8.64
2	余目第一小学校	3	2	北校舎東棟	2	II	★					1-a		S39	10.3
3	余目第三小学校	2	1	北校舎西棟	2	II	★					1-a		S39	11.7
4	〃	1	0	東校舎棟	2	II	★					1-a		S40	11.8
5	〃	3	0	南校舎棟	2	II	★					1-a		S41	11.9
6	余目第一小学校	3	1	北校舎西棟	2	II	★					1-a		S39	12.4
7	〃	2	0	南校舎棟	2	II	★					1-a		S39	12.5
8	〃	1	0	東校舎棟	2	II	C	B	A	B	C	2-a		S38	14.6
9	余目第二小学校	1	1	南校舎西棟	2	II	C	B	A	B	C	2-a		S40	14.9
10	〃	1	2	南校舎東棟	2	II	B	B	A	B	C	2-b		S41	17.1
11	〃	2	1	北校舎西棟	2	II	A	B	B	B	C	2-b		S40	19.1
12	〃	2	2	北校舎東棟	2	II	A	B	A	B	C	3-a		S39	18.8
13	〃	3	0	西校舎棟	2	II	A	B	A	B	C	3-a		S40	24.6
14	余目第四小学校	2	0	東校舎棟	2	IV	B	C	B	B	C	3-b		S51	23.2
15	余目第四小学校	1	0	南校舎棟	2	IV	A	C	A	B	C	4-b		S51	34.5
16	狩川小学校	2	1	渡り廊下	2	IV	A	B	B	B	C	4-b		S48	36.0
16	〃	2	2	渡り廊下	2	IV	A	B	B	B	C	4-b		S48	36.0
18	余目第四小学校	3	0	北校舎棟	2	IV	A	B	A	B	C	5-a		S51	29.0

優先度ランクの判定値RPが同じ場合の判定順位決定方法

- 1)コンクリート強度
- 2)建築年

★印はコンクリート強度 $F_c=13.5N/mm^2$ 以下を示す。

鉄骨造建物耐震化優先度結果

NO	学校名	棟番号	枝番号	棟名称	階数	調査結果							優先度ランクの判定RP	備考 ※◎印の棟は、構造耐力所見により判定値の修正を行った。	コンクリート強度(平均)	建築年
						a) 軸組筋違耐震性能	b) 鉄筋腐食度	c) 座屈状況	d) 溶接状況	e) 構造安全性	f) 落下物安全性	g) 想定震度				
1	余目中学校	17	0	屋内運動場(西)	2	C	B	A	B	A	B	C	①②	◎		S32
2	余目第一小学校	9	0	屋内運動場	1	A	B	A	A	A	A	C	③	◎	9.71★	S41
3	余目第二小学校	9	0	屋内運動場	1	A	B	A	A	A	A	C	③	◎	14.3	S41
4	余目第四小学校	7	0	講堂棟	1	A	A	A	C	A	A	C	③	◎	17.3	S30
5	余目第三小学校	9	0	屋内運動場	1	A	A	A	A	A	C	C	③	◎	18.2	S41
6	余目第四小学校	8	1	屋内運動場	1	B	A	A	A	A	A	C	③	◎		S41
7	余目第二幼稚園	1	0	保育室棟	1	A	B	A	C	A	A	C	③			S53
7	"	2	0	遊戯室棟	1	A	B	A	C	A	A	C	③			S53
7	余目第四幼稚園	1	0	保育室棟	1	A	B	A	C	A	A	C	③			S53
7	"	2	0	遊戯室棟	1	A	B	A	C	A	A	C	③			S53
7	余目第三幼稚園	1	0	遊戯室棟	1	A	GB	A	C	A	A	C	②③	◎		S53
12	余目第一幼稚園	1	0	保育室棟	1	A	A	A	C	A	C	C	③			S54
12	"	2	0	遊戯室棟	1	A	B	A	C	A	A	C	③			S54
14	余目第三幼稚園	2	0	保育室棟	1	A	A	A	C	A	A	C	④			S55

優先度ランクの判定値RPが同じ場合の判定順位決定方法

- 1)コンクリート強度
- 2)建築年

★印はコンクリート強度 $F_c=13.5N/mm^2$ 以下を示す。

平成19年度に、余目第三幼稚園遊戯室棟は遊戯室等改修工事により応急補強を行ったため、優先度ランクを②から③に変更する。余目中学校屋内運動場は不要の照明機器を撤去したため、優先度ランクを①から②に変更する。

学校別の優先度

学校別優先度順位	学校名	棟番号	枝番号	棟名称	階数	構造区分	建築年	コンクリート強度(平均)	面積	優先度ランクの判定RP	備考
1	余目第三小学校	2	2	北校舎東棟	2	R	S40	8.64★	492	1-a	
		2	1	北校舎西棟	2	R	S39	11.7★	645	1-a	
		1	0	東校舎棟	2	R	S40	11.8★	667	1-a	
		3	0	南校舎棟	2	R	S41	11.9★	1,130	1-a	
		9	0	屋内運動場	1	S	S41	18.2	669	③	◎
2	余目第一小学校	3	2	北校舎東棟	2	R	S39	10.3★	314	1-a	
		3	1	北校舎西棟	2	R	S39	12.4★	810	1-a	
		2	0	南校舎棟	2	R	S39	12.5★	1,124	1-a	
		1	0	東校舎棟	2	R	S38	14.6	661	2-a	
		9	0	屋内運動場	1	S	S41	9.71★	669	③	◎
3	余目中学校	17	0	屋内運動場(西)	2	S	S32		1,751	④②	◎
4	余目第二小学校	1	1	南校舎西棟	2	R	S40	14.9	492	2-a	
		1	2	南校舎東棟	2	R	S41	17.1	645	2-b	
		2	1	北校舎西棟	2	R	S40	19.1	326	2-b	
		2	2	北校舎東棟	2	R	S39	18.8	810	3-a	
		3	0	西校舎棟	2	R	S40	24.6	661	3-a	
		9	0	屋内運動場	1	S	S41	14.3	669	③	◎
5	余目第四小学校	2	0	東校舎棟	2	R	S51	23.2	950	3-b	
		1	0	南校舎棟	2	R	S51	34.5	1,202	4-b	
		3	0	北校舎棟	2	R	S51	29.0	1,223	5-a	
		7	0	講堂棟	1	S	S30	17.3	363	③	◎
		8	1	屋内運動場	1	S	S41		892	③	◎
6	余目第二幼稚園	1	0	保育室棟	1	R	S53		589	③	
		2	0	遊戯室棟	1	S	S53		266	③	
7	余目第四幼稚園	1	0	保育室棟	1	R	S53		589	③	
		2	0	遊戯室棟	1	S	S53		266	③	
8	余目第三幼稚園	1	0	遊戯室棟	1	R	S53		254	②③	◎
		2	0	保育室棟	1	S	S55		577	④	
9	余目第一幼稚園	1	0	保育室棟	1	R	S54		589	③	
		2	0	遊戯室棟	1	S	S54		266	③	
10	狩川小学校	2	1	渡り廊下	2	R	S48	36.0	44	4-b	
		2	2	渡り廊下	2	R	S48	36.0	40	4-b	

優先度ランクの判定値RPが同じ場合の判定順位決定方法

1)コンクリート強度

2)建築年

★印はコンクリート強度 $F_c=13.5N/mm^2$ 以下を示す。

平成19年度に、余目第三幼稚園遊戯室棟は遊戯室等改修工事により応急補強を行ったため、優先度ランクを②から③に変更する。余目中学校屋内運動場は不要の照明機器を撤去したため、優先度ランクを①から②に変更する。

## 視察地 千葉県千葉市

1 視察調査月日 平成20年7月29日(火)

2 視察の目的

千葉市の学校統廃合の方向性と跡地利用計画について  
学校等教育施設の耐震状況、耐震対策について

3 視察地の概要

大正10年(1921年)市制を施行。第2次大戦後、首都圏の衛星都市として鉄道、道路、港湾等の都市基盤整備が行われた。昭和46年(1971年)には、人口50万人を突破し、平成4年(1992年)には、人口83万5千人となり全国12番目の政令指定都市となっている。商業、業務都市として、子育てや健康、環境など安全で安心して、いきいきと暮らすことができるまちづくりを目指している。

人口 94万996人 (平成20年4月1日現在)

面積 272.08km<sup>2</sup>

4 学校統廃合の方向性と跡地利用

(1) 学校適正配置実施方針策定の背景

千葉市の小、中学校は昭和40年代の急増期から昭和60年代の減少期に移行する過程で、多くの小、中学校での小規模化が進んできた。一方でその後の開発等により地域によっては大規模化する学校もあり、学校間による教育環境の不均衡や小規模、大規模化による教育上、運営上の様々な問題が提起されてきた。

平成16年から第1次適正配置に取り組み、千葉市初の統合小学校が平成18年に開校した。また、1次では不十分だった通学距離や配置のバランス、地域コミュニティとの整合性、将来の人口推移と地域特性などを考慮に入れ、平成19年11月に千葉市学校適正配置実施方針を策定している。

(2) 実施方針の概要

ア 取り組みの基準

(ア) 学校の適正規模

教育的視点、学校運営の視点から小・中学校ともに12～24学級の規模とする。

(イ) 対象校

12学級未満を小規模校、25学級以上を大規模校として、将来にわたり適正化が望めない学校。(平成25年度の推計)

小規模校 小学校48校 中学校28校

大規模校 小学校13校 中学校5校

(ウ) 適正配置

通学距離は小学校で概ね4km以内、中学校で6km以内とし、統合を検討する際は、通学距離と時間に十分配慮する。

(エ) 取り組み方法

小規模校では、複数の小規模校が集中する地域をAパターンとして、地域枠組みを設定し、統合により適正配置をする。また、小規模校が分散している地域をBパターンとして隣接する箇所に小規模校、適正規模校、大規模校のどれがあるかによって統合、学区調整等の取り組みを行うことにしている。さらに、小規模校が点在している地域をCパターンとして通学手段の検討による統合や小中一貫教育校の制度の導入なども検討し適正配置を行う。

大規模校の適正配置は、隣接する学校との通学区域の調整により実施する。

イ 統合に伴う教育環境の整備

(ア) 通学路の安全確保

通学路の安全マップの作成の他、セーフティウォッチ事業の活用、重要路線には実情に応じ、スクールガードアドバイザーの巡回、見回りを検討。また、施設面の安全対策については関係機関の要望。

セーフティウォッチ事業

登下校の児童、生徒の安全を見守るボランティアで、千葉市全体で1万1000人が登録し、活動している。

スクールガードアドバイザー

セーフティウォッチャーの活動を巡回し、必要に応じアドバイスや情報提供を行っている。一人15校程度を担当しており、現在13名が配置されている。

(イ) 学校施設・設備の整備

大規模改修を基本としたリニューアルにより、機能的に新設校と同程度の整備とし耐用年数などで、大規模改修できない場合には改築を検討。

(ウ) 教員等の配置

スムーズな学校運営と安定した教育実践のために必要に応じ、増置教員・非常勤職員を配置。また、近隣中学校との連携により統合後の小学校にスクールカウンセラーを派遣。

ウ 統合による跡地施設利用の考え方

(ア) 費用対効果を勘案し、有効利用することを原則

(イ) 有効利用にあたっては、地元の要望に配慮するとともに、全市的な行政施策との調整を図り利用計画を策定

(ウ) 有効活用後、残った跡施設を処分(売却)する場合は、処分(売却)益を教育施設等の整備・充実のために優先的に活用

エ 統合による適正配置の進め方

(ア) 地元説明会の実施

対象校の保護者・地域住民・学校関係者への説明

(イ) 地元代表協議会の設置

統合にむけた協議の実施

(ウ) 統合準備会の設置

統合による新設校への円滑な移行にむけた協議

## 5 学校等教育施設の耐震状況、耐震対策について

### (1) 千葉市耐震改修促進計画策定の背景

平成7年の阪神・淡路大震災では6434人の人命が奪われている。平成16年には新潟県中越地震、平成17年には福岡県西方沖地震などがおこり、我が国ではいつでも、大地震が発生してもおかしくない状況にある。

平成18年に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により千葉県では「千葉県耐震改修促進計画」を策定しており、その中でも市町村が定める耐震改修促進計画の策定が求められていた。以上のことから、千葉市でも学校教育施設を含めた千葉市耐震改修促進計画を平成20年3月に策定した。

### (2) 学校教育施設の耐震状況、耐震対策の現状

#### (ア) 学校施設の状況について

校舎棟534棟のうち、昭和56年以前の旧耐震基準で建設された校舎が396棟あり、それ以降の新耐震基準で建設された校舎が138棟ある。

396棟のうち、Is値0.6未満の287棟について平成9年度より耐震補強工事を実施しており、平成19年度末までに106棟の補強が完了している。未補強の181棟については、計画に基づき平成27年度までに完了予定となっている。また、補強工事が必要な屋内運動場は131棟あり、21年度から27年度までの予定で補強工事を行うことになっている。

Is値(耐震指標) 旧耐震基準の建物に対する耐震指標で建物の強度や粘りに加え、その形状や経年年数によって計算され、0.6以上が望ましいとされる。

#### (イ) 今後の取り組みについて

校舎棟および屋内運動場の耐震化は原則として補強のみの工事として、千葉市耐震改修促進計画において定められた整備目標、整備の優先度に基づき、補強工事を実施していく。

## 6 考 察

- (1) 学校の適正配置においては、学校の適正規模、適正基準を明確に定めることの重要性を感じた。将来ビジョンを明確にしながらの、議論の必要性を検討すべきである。
- (2) 第1次の適正配置の取り組みでは「規模だけでなく配置からの検討」や「学校と地域の関係」「将来を見据えた学校配置計画」などの課題から実情にあった合意形成が基本であると感じた。
- (3) 教育環境の整備では、施設面だけでなく、通学路や教員等の配置も含め多角的に検討する必要がある。
- (4) 跡地利用については、指定管理者の導入は予定していないとのことだったが、本町とは配置や地域との関係が大きく異なることを考えるとさらに調査を実施する必要がある。
- (5) 地元説明会や地元代表協議会の設置は、住民による合意形成が非常に重要であり、枠組みありきや行政指導ではない、住民主権の適正配置の必要性を感じた。

- ( 6 ) 耐震改修については、学校施設はもとより、耐震促進計画をもとに、優先順位、目標年次を定め取り組む必要がある。
- ( 7 ) 学校施設の耐震化については、適正配置計画との整合性も踏まえ、計画をたてる必要がある。
- ( 8 ) 耐震化実施にあたっては、国、県の補助メニューなどを参考にしながら、時期を逃さないよう急ぐべきである。

## 視察地 島根県松江市教育委員会

1 視察年月日 平成20年7月30日(水)

2 視察の目的

生涯学習の視点での地域づくりについて

3 視察地の概要

(1) 島根県松江市

島根県の県庁所在地である松江市は、夕陽の美しい宍道湖に面し、市内には約500の橋がかかる旅情に溢れた水の都である。また、古代出雲の中心地として早くから開け、江戸時代には堀尾氏3代・京極氏1代・松平氏10代の城下町として栄え、開府400年祭が執り行われている。

昭和9年から8回にわたり周辺の村を合併、平成17年3月31日に7町村を合併した。この間、昭和26年には奈良市・京都府と並んで国際文化観光都市となり、さらに平成7年には出雲・宍道湖・中海拠点都市地域に指定され、山陰の中核都市として発展してきている。

人口 194,317人(H18.10.1現在)

うち、65歳以上の人口 44,227人(22.8%)

・世帯数 75,866世帯

・人口動態 自然増加率 138人(出生1,677人、死亡1,815人)

社会増加率 137人(転入7,232人、転出7,549人)

・婚姻・離婚(H18、届出件数)婚姻数1,006件 離婚数364件

・外国人登録者数(H18.12.31) 1,294人

(2) 松江市の公民館について

松江市の公民館は、昭和27年より順次市役所支所内に併設される形で始まっている。その後公立公民館の形で運営されてきたが、市の財政事情(S39.12~46.3 赤字再建団体の指定)等により、昭和41年から公設公営方式が廃止され、各地区の自主的運営に委ねる公設自主運営方式、いわゆる「松江方式」が始まった。

多くの困難を克服し、条件の整った地区から実施に移し、昭和47年に委託運営を一旦完了したが、平成の合併で7町村が加わった事により、公民館と地区館・分館が並行する形になっている。その後、平成18年9月1日に「松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例」の施行により、名実ともに指定管理者(公民館運営協議会)が管理することとなった。

中央公民館はなく、市教育委員会生涯学習課の指導のもと、現在は小学校区単位を基本として23館が指定管理者に移行している。

4 事前質問事項について(回答)

(1) 松江市の公民館機能と役割について

ア 社会教育施設としての役割について

・生涯にわたる学習機会の提供

・地域課題等の問題を解消するための学習機会の提供



- ・地域の情報センター・相談センターとしてサービスの提供
  - ・地域の教育力を高める活動 など
- イ 地域の拠点作り施設としての役割について
- ・コミュニティづくりのコーディネート
  - ・地域福祉の啓発センター
  - ・子供の育成と学社融合の牽引役
  - ・地域防災・環境問題に取り組む中核施設 など
- (2) 松江方式の公民館運営と指定管理者制度のかかわりについて
- 条例、規則等の制定状況について(設置根拠、運営母体、職員体制)
- ・設置根拠 松江市指定管理者の管理する公民館の施設及び管理に関する条例(平成18年9月1日施行)
  - ・運営母体 各公民館運営協議会
  - ・職員体制 4名(館長、主任、主事及び地域保健福祉推進職員)
- (3) 公民館運営と財政について
- ア 歳入面で、市費と地元負担の状況について
- ・人件費と施設設備は全額市費負担
  - ・管理費は約7割が市費、約3割が地元費
  - ・事業費は市費負担あり(5千万円)
- イ 歳出面で、人件費、管理費、施設整備費等の状況について
- 20年度予算
- ・人件費(19年度指定管理料)1億5千200万円(21館合計)
  - ・管理費( " ) 4千900万円( " )
  - ・施設整備費等(20年度予算)雑賀公民館建築工事費 2億800万円  
その他施設工事費 400万円(全市)
- (4) 学校等公的施設の耐震、学校統廃合の検討の有無
- ・耐震の検討  
小中学校  
改築を予定しているものを除き、今年度で耐震診断(2次診断)が終了。  
耐震化は随時行っており、今後も計画的に進めていく。
  - 公民館  
来年、再来年度にかけ改築などの予定のあるものを除き耐震診断(2次診断)を実施予定。
  - ・学校統廃合の検討  
文部省から学校の適正規模についての基本的な考え方が示されている中、本市においても今後課題として上がってくると思われる。
- 5 「松江方式」の公民館の特徴と運営について
- (1) 特徴について
- ア 公民館を小学校区毎に設置
- ・地域の特性に応じて、住民に密着した運営

- ・各種団体（23～24団体、他にサークルあり）との連絡調整が容易
- イ 住民が公民館の運営に直接参加
  - ・専門部体制による事業の自主企画と運営
- ウ 住民すべてが公民館運営費の一部を負担
  - ・公民館費として、年間500円～2800円を負担
- エ 社会教育を超えた事業の展開
  - ・学社連携、福祉との連携、防犯・防災・安全

（2）運営について

条例：松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例施行規則

規則：松江市指定管理者の管理する設備及び管理に関する公民館の設置及び管理に関する条例施行規則

規約： 公民館運営協議会規約

規程： 公民館財務に関する規程（準則）

公民館職員に関する規程（準則）

要項： 公民館専門部設置要項

ア 設置

- ・条例第2条 名称及び位置
- ・条例第3条 館長、主事その他必要な職員を置く
- ・条例第4条 指定管理者による管理
- ・条例第5条 指定管理者が行う業務

イ 指定管理者

- ・ 公民館運営協議会
- ・ 協議会委員は、各種団体の代表、公民館長、学識経験者など20～30名で構成

ウ 職員体制

- ・館長は各公民館運営協議会が推薦し、教育委員会が任命する非常勤特別職（殆ど常勤、報酬は月額21万5千円）。任期は2年
- ・主任1名、主事1名地域保健福祉推進職員1名（嘱託）は公民館運営協議会会長、館長会、生涯学習課で人事検討委員会を組織し、公募・試験・採用の手順。給与は市職員に準ずるも3級の範囲。（主任で月額平均23万円、主事で16万3千円、嘱託で14万2千900円）。尚、地域保健福祉推進職員の報酬は市福祉部より支出。男女比は女性が多い。

エ 財政

- ・前述した通り

（3）行政との関わりについて

ア 館長会（毎月1回）

- ・公民館運営に関して、主管課を交えて協議

イ 事務連絡会（毎月1回）

- ・主任、もしくは主事が出席

・公民館への業務依頼や情報交換

ウ 職員研修会

・各種職員研修会の実施（社会教育主事講習会修了者38名）

6 考察

- (1) 松江市の公民館運営で特筆すべきは、松江方式といわれる「公設自主運営」にある。きっかけは、昭和39年より6年余りに亘り赤字再建団体の指定を受け、忍従の体験をした事から始まる。その中で、自分達でできる事は自分達でやろうという気風が生まれた。正に禍を転じて福となすの言葉通り、自主性が育れ、多彩な活動が展開されている。
- (2) 視察させていただいた両公民館とも、公民館費として、住民一世帯当たり1,200円/年が、各自治会ごとに会長より一括納入されている。しかし、内実を伺うと、単身・借家住いの方が多く居住する自治会の納入状況は、必ずしも100%には届かず収納率にバラつきがみられる。集金担当の苦勞とともに、負担と受益のバランスを考え合わせると、今後不平等感が生まれてこないか心配される点でもある。
- (3) 28公民館区を5ブロックに分け、ブロックごとに地域活動コーディネーターを配置している。新旧地域の融合、研修指導・助言や「ふるさと探訪」「キャンプ」などのブロック全体での行事でも活躍している。単館でのマンネリ化を防ぎ、市全体の広がりを持たせていることも特色の一つである。
- (4) 平成18年9月より指定管理者制度により、運営協議会が運営にあっているが、館長の報酬は教育委員会より支払われ、保健福祉推進職員の報酬は、市福祉部より支払われている。制度の原則からいえば、多少変則的であると思われる。しかしながら公民館は、現在・将来も地域づくり、人づくり、福祉の拠点として核として存在し続けてゆくべきという意向の表れでもあり、県の目玉政策に「地域力醸成プログラム」事業が実施されていることにも反映されている。
- 自治会と行政との関係について、本町と多少の違いがあった事も事実である。自治会は存在するが、集会所（集落公民館等）がない所もあり、本町でいう集落活動のかなりの部分を地区公民館が担っている状況であった。
- 地域の事情、歴史的背景によると言えばそれまでだが、本町の公民館の在り方について運営審議会や地域づくり会議での俎上に上げるべきテーマの一つになるとと思われる。
- (5) 公民館職員については、できれば地元出身でという声もあるが、それには拘らない採用・異動であった。ただし、女性が多いという事、行事が夜間、休日に集中する事なども考慮し、できれば地元、もしくは近隣での配置を優先したい旨、述べられた。定期的な異動は当然必要な事であり、活性化に資する事だと思われる。
- (6) 公民館は、地域や社会の課題を把握し、それを学習し、学んだことを実践し、住みよい社会・豊かな人生をつくる場と考えるならば、今必要

なのは地域に根ざした事業の展開であり、コミュニティの醸成ではなからうか。

ともすると近所の人と何日も顔を合わせない事がある。地域に住むさまざまな世代の人たちが心を通わせ一緒になってよりよい地域社会をつくっていかうとする意欲や行動を起こす事が必要である。

本町では、行財政改革と公民館活動の活性化に向け、職員体制の変革が進められている。また、今年度からは将来の指定管理者制度の導入をにらんで「元気の出る地域づくりを応援します交付金」が各地域づくり会議等に交付され、運動会や公民館祭に活用されている。学区の独自性と自主性を発揮するための試金石となる動きでもある。財政も含めた運営のあり方をどう構築してゆくか、さらには集落公民館との役割分担をどうするのか。

一本化した運営審議会での議論をはじめ、関係者の徹底した議論が必要である。

## 視察地 島根県松江市持田公民館

1 視察年月日 平成20年7月30日(水)

2 視察の目的

生涯学習の視点での地域づくりについて

3 視察地の概要

(1) 持田地域の沿革

持田地区は、松江市の北側に位置し島根半島、北山山系を背景に緑豊かな自然に恵まれた田園地帯である。5つの地域で構成されており、稲作を中心とした純農村地帯であったが近年宅地造成が進み、世帯数で3.9倍、人口が約1.7倍となっているが核家族化、少子化の進展により高齢化率が上昇傾向をたどっている地域でもある。

(2) 持田公民館の沿革

昭和の大合併により支所が置かれたが、昭和31年10月に出張所に縮小この条件として公民館を設置し、専門職員(1名)の配置で運営が始まっている。その後、市の財政事情等により市職員である公民館職員を引き上げ地区の自主的運営に委ねる「公設自主運営」による公民館運営が昭和43年から始まった。

また、平成18年9月より「指定管理者制度」に移行し持田公民館運営協議会が運営し現在に至っている。

人口 4,233人

世帯数 1,568世帯

32自治会

65歳以上人口 803人

高齢化率 18.97%

一人暮らし高齢者数 117人

高齢者世帯 207世帯

4 公民館の運営

指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例

指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例施行規則

公民館運営協議会規約

公民館財務に関する規定(準則)

公民館職員に関する規定(準則)

公民館専門部設置要項

(1) 設置(公設)

(2) 運営母体

ア 公民館運営協議会による自主運営方式

イ 協議会の構成(基本的に男女共同参画条例を尊重)

各種地域団体長及び自治会選出による委員で構成

運営協議会委員 24名(内監事3名)(女性8名)

(3) 職員体制は、館長及び主任、主事、保険福祉推進員の4名

(4) 専門部の設置

総務部、まちづくり学習部、青少年部、社会・福祉部、高齢者学習部、

女性部、文化部、スポレク部の8部会により事業を行っている。

(5) 運営費(事業費)

収入(千円)		支出(千円)	
市費	15,352	人件費	10,886
地域費	2,882	管理費	3,627
その他	79	事業費	3,800
計	18,313	計	18,313

(6) 行政と公民館との関係

- ア 教育委員会 生涯学習部
- イ 市民部 市民活動推進課
- ウ 福祉部 高齢者福祉課 健康推進課 子育て課  
社会福祉協議会

(7) 一世帯当りの公民館費及び緒団体による会費の徴収

- ア 公民館費 1,200円
- イ 体育協会会費 500円
- ウ 自治会運営会費 300円
- エ 消防協会会費 500円
- オ 地区社会福祉協議会会費 500円
- カ 市社会福祉協議会  
協会費 800円以上、日赤社費 700円以上、共同募金 800円
- キ 緑の募金 200円
- ク 水郷祭への寄付金 300円

5 持田公民館の活動について

(1) 公民館が所掌する事務局

- ア 民生児童委員の推薦
- イ 地区人同教推進協議会
- ウ 交通安全対策協議会
- エ 交通安全協会持田支部
- オ 持田消防協会
- カ 青少年協議会
- キ 子供会
- ク 子供広場

(2) 社会教育施設としての役割について

- ア 生涯にわたる学習機会の提供
- イ 地域課題等の問題を解決するための学習機会の提供
- ウ 地域の教育力を高める活動

(3) 地域の拠点づくり施設としての役割について

- ア コミュニティづくりのコーディネート
- イ 地域福祉の推進役
- ウ 人権教育の啓発センター

- エ 子どもの育成と学社融合のけん引役
- オ 地域防災、環境問題に取り組む中核施設
- (4) 活動計画の基本的な施策
  - ア 心豊かな住みよい持田のまちづくり
  - イ 同和教育、人権学習の推進
  - ウ 福祉活動の推進と充実
  - エ 学社連携による青少年育成
- (5) 文化教室、サークル活動
  - 大正琴、詩吟、親子読書、パソコンクラブ、グランドゴルフなど、28の教室を開設している。

## 6 考 察

持田公民館は、創立後半世紀を経て先人の培われた功績を礎に、地域力を活かした活動の充実をスローガンにし、4つの基本的な施策を8専門部を中心に28を数える教室、サークル活動等を通して地域に根ざした自主的な運営、事業の展開が活発に行われている。

地域の拠点を公民館に置き児童、生徒の参加を促進していること、男女共同参画条例に基づいた運営協議会の構成を含め地域住民を主役としていることは、公民館の運営・活動として評価される。

今後、集落公民館と地区公民館の役割の明示、小学校の統合にともなう公民館と学校教育活動の関係、指定管理者制度の導入、少子・高齢化社会、男女共同参画に向けた公民館運営・活動のあり方を検討する必要がある。

## ○ 視察地 島根県松江市朝酌公民館

1 視察年月日 平成20年7月31日(木)

2 視察目的  
生涯学習の視点での地域づくりについて

### 3 朝酌地区の概要

朝酌地区は、水と緑に育まれた豊かな農漁村として歩みつづけてきた。昭和40年頃から景気が上昇し「イザナギ景気」といわれた高度経済成長に向っていった。

その後、経済社会の変遷に伴い朝酌地区の産業基盤も、第一次産業(農林水産業)主流から技術革新の進展により、第二次産業(製造業)、第三次産業(サービス産業)が盛んになり、若年層を中心に県外、市街地への流出をもたらしている。

地場産業といわれる農林業の従事者が高齢化を迎えているが、高齢化率は平成年代に入ってから毎年1%ずつ上昇し、市内21地区で5番目に高くなっている。

◇平成20年3月31日現在の人口及び世帯数

人口 2,182人 (男 1,058人、女 1,124人)

うち65才以上の人口 644人

世帯数 727世帯(戸数 622戸)

◇町内会、自治会加入数(H20年現在)

加入数 517世帯

加入率 83% (517/622 = 0.831)

### 4 朝酌公民館の沿革

昭和14年11月1日	八束郡朝酌村松江市に合併。村役場は朝酌支所となる。
昭和31年4月1日	松江市役所支所廃止、松江市役所朝酌出張所に改め 松江市 朝酌公民館を併設。
昭和37年7月1日	松江市役所朝酌出張所を廃止。公民館独立
昭和42年4月1日	自主運営公民館となる。朝酌公民館運営協議会発足。
昭和55年4月21日	松江市朝酌公民館新館竣工。
平成8年10月24日	全国公民館研究集会(松江大会)で優良公民館として 島根県 教育長から表彰される。
平成14年4月1日	朝酌公民館高齢者等交流館竣工。

### 5 朝酌公民館の運営について

#### 公民館の設置

(1) 松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例。

第2条 指定公民館の名称及び位置は別表のとおりとする。



別表

名 称	位 置
松江市朝酌公民館	松江市朝酌町 992 - 1
以下省略	

第 3 条 指定公民館に館長を置く。

2 指定公民館に主事その他必要な職員を置く。

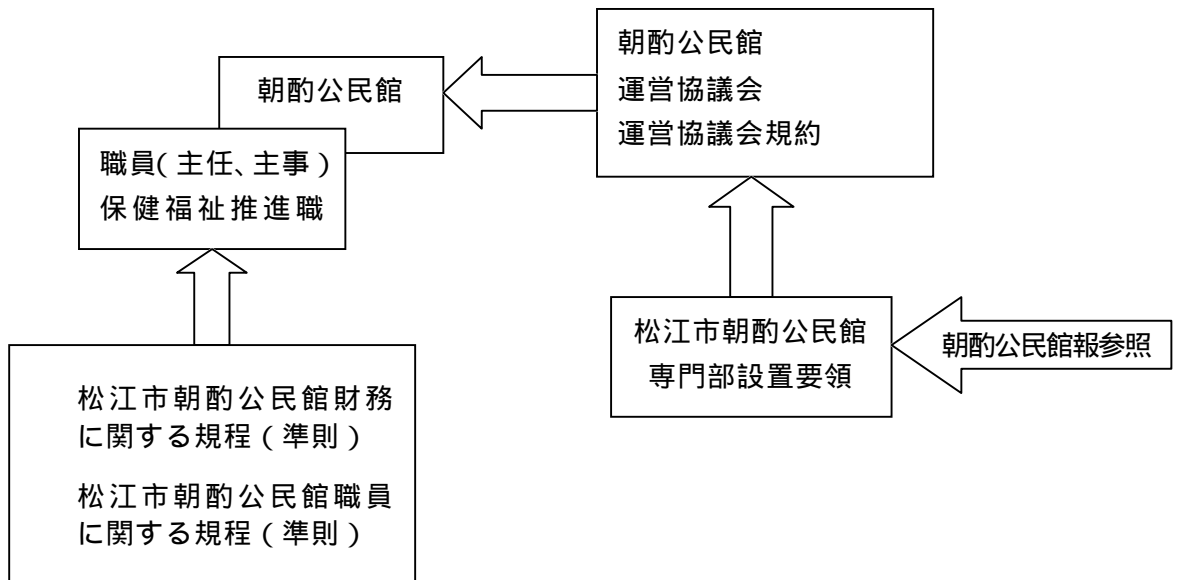
第 4 条 (指定管理者による管理)

第 5 条 (指定管理者が行う業務)

(2) 松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例施行規則。

第 2 条 (名称及び区域) … 指定公民館名称と公民館区域

第 3 条 (館長) …………… 館長について



6 朝酌公民館運営協議会の構成

運営協議会構成員 (基本的に男女共同参画条例を尊重)

町内会・自治会連合会、まちづくり推進協議会、市民憲章朝酌推進協議会、朝酌小学校、和久羅会、主任児童委員協議会、民生児童委員、地区子ども会育成協議会、朝酌地区青少年育成連絡協議会、矢田渡船観光事業組合、朝酌奨学会、朝酌消防協会、朝酌地区交通安全対策協議会、朝酌体育協会、朝酌地区社会福祉協議会、朝酌寿会、朝酌地区人権同和教育推進協議会、グループわくら代表、朝酌小学校 P T A 代表、松江二中 P T A 代表、朝酌幼稚園 P T A 代表、朝酌地区福祉推進委員、朝酌地区母子保健推進員、朝酌青年団、朝酌公民館長、学識経験者。

(運営協議会委員 27 名)

7 事業計画

(1) 地域ふれあい交流事業

- ・ 夏まつり
- ・ クリーン朝酌
- ・ ふれあい朝酌
- ・ 文化祭
- ・ 新年賀会
- ・ 小学生とお年寄りとの交流会（年 5 回）

(2) 19 年度各専門部事業

総務部	館報あさくみ発行（7月、3月） 朝酌公民館たより発行（毎月） 平成 20 年朝酌地区新年賀会開催（平成 20 年 1 月） 市長講演会開催
青少年部	子ども体験活動 年間を通じて地区子ども会・青年団活動支援
女性部	女性学級 社会見学「出雲歴史探訪と花の郷紀行」（6月 1 日） コーラス入門講座 趣味の講座 乳幼児教室の運営 わんぱくくらぶ、わんぱくさろんの開催
社会体育活動	朝酌体育協会と連携 町民体育大会（9月 23 日 予備日 9月 30 日）
文化部	朝酌夏まつり共催（8月 11 日） 朝酌文化祭開催（10月 21 日）
環境部	朝酌小学校クリーン作戦参加 地区内リサイクルステーション使用状況視察 公民館下バス停の清掃作業 環境視察研修開催
親子読書活動	乳幼児・児童を対象とした親子読書活動支援
人権同和教育	朝酌地域人権同和教育推進協議会と連携 視察研修（9月）
研修活動	中四国公民館研究集会参加（9月 山口県） 全国公民館研究集会参加（10月 栃木県）

8 考 察

朝酌公民館は、平成 8 年 10 月 24 日全国公民館研究集会（松江大会）で優良公民館として表彰されている。

住民参加型の「松江方式」が始まって以来 40 年経ているが、公民館運営に関わる会費の徴収には、今日の社会状況下で、厳しくなっていることが窺われ、役員の方々の困難さが見受けられた。

朝酌地区には、集落公民館が配置されていない集落もあり、地区公民館としての機能の他に、集落公民館としての役割も果たしているようである。

特筆すべきことには、21 公民館に職員 4 名の内 1 名は社会福祉協議会に所属する職員が配置されており、地域に密着したボランティア喫茶等の極め細かい福祉事業が展開されていた。

少子高齢化時代を迎え、本町でも健康づくり等高齢者に対する福祉対策が課題となっている。この現状を踏まえ、指定管理者制度導入に当たっては、多面的に検討する必要がある。